

告示

埼玉県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 変更に係る都市計画区域の名称

鴻巣都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

令和八年二月一日における埼玉県鴻巣市の行政区域の全域